

新座市分譲マンション耐震改修工事助成金交付要綱

(平成24年3月30日告示第88号)

(趣旨)

第1条 この告示は、分譲マンションの耐震改修工事を実施する者に対して、予算の範囲内において新座市分譲マンション耐震改修工事助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 新座市分譲マンション耐震診断助成金交付要綱（平成23年新座市告示第275号。以下「耐震診断要綱」という。）第5条に規定する者が実施する耐震診断要綱第2条第1号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修設計 耐震診断により地震に対して安全な構造でないと判定された建築物について、地震に対して安全な構造となるよう実施する改修工事の設計をいい、当該設計が適正であるかどうかについて公的機関又はこれに準じる機関の判定を受けたものをいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて、当該耐震改修設計を行った者の適切な監理の下に実施される工事をいう。

(対象建築物)

第3条 助成金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、耐震診断要綱第3条に規定する建築物（この場合において、同条第1号中「耐震診断」とあるのは、「耐震改修工事」と読み替えるものとする。）で、耐震診断により地震に対して安全な構造でないと判定されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める建築物を対象建築物とすることができる。

(対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 対象建築物のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合であること。
- (2) 第8条第1項の規定による交付決定の通知前に、耐震改修工事の実施に関する契約を締結していないこと。助成金の交付を受けることができる者は、

対象建築物のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合とする。

（耐震改修工事を行う者）

第5条 助成金の交付の対象となる耐震改修工事を行う者は、原則として市内に存する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者であって、市税等を滞納していないものとする。

（助成金の額等）

第6条 助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 対象建築物1棟につき、耐震改修工事に要した費用に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は全戸数に30万円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（第3条第2項の規定により対象建築物とされたものにあつては、市長が別に定めるところにより算出した額）とし、500万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

2 助成金の交付に当たっては、前項の合計額から同項第2号に規定する額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

3 助成金の交付は、対象建築物1棟につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、新座市分譲マンション耐震改修工事助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 建築確認通知書の写し又は建築時期が確認できる書類

(2) 第4条に規定する管理組合による耐震改修工事の実施の決議がなされていることが確認できる書類

(3) 対象建築物の区分所有者の全員が確認できる書類

(4) 区分所有者の市税等の納税証明書又は非課税証明書

(5) 耐震改修工事を実施する建設業者の建設業許可通知書の写し

(6) 付近見取図、配置図、各階平面図（建築物の床面積の記載があるもの）及び現況写真

(7) 耐震診断及び耐震改修設計の結果報告書

(8) 耐震改修工事費内訳書

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者は、市の保有す

る個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項の規定により申請書に添付すべき書類の一部を省略することができる。

(交付決定)

第8条 前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、新座市分譲マンション耐震改修工事助成金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付に係る耐震改修工事の実施に関する契約を締結することができるものとする。

(耐震改修工事の着手)

第9条 助成対象者は、速やかに耐震改修工事に着手しなければならない。

(変更等承認申請)

第10条 助成対象者は、第7条の規定による交付申請の内容を変更し、又は耐震改修工事を中止しようとするときは、新座市分譲マンション耐震改修工事内容変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(中間検査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、耐震改修工事について中間検査を実施することができる。

(完了報告)

第12条 助成対象者は、耐震改修工事の完了後、速やかに新座市分譲マンション耐震改修工事完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、受領委任払（助成対象者が耐震改修工事を行った建設業者に対し助成金の受領を委任することをいう。第15条において同じ。）により第14条に規定する助成金の請求をしようとするときは、第2号の書類に代えて当該建設業者からの請求書を提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事に係る契約書の写し

(2) 耐震改修工事に要した費用が分かる領収書の写し（これを添付できない特段の理由がある場合にあつては、市長が定める書類）

(3) 耐震改修工事の内容が分かる工事状況写真

(4) 前3号に掲げるものほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の報告書は、第8条第1項の規定による交付決定の通知のあった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(交付確定通知)

第13条 前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、第8条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、新座市分譲マンション耐震改修工事助成金交付確定通知書により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、新座市分譲マンション耐震改修工事助成金請求書により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第15条 前条の規定による請求があったときは、助成対象者に対し助成金を交付するものとする。この場合において、受領委任払により助成金の交付があったときは、助成対象者に対し助成金の交付があったものとみなす。

(助成金の返還)

第16条 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付を受けた助成金を返還させることができる。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の助成金の交付に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第110号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第88号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第119号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。